

顧問先の皆様にあんしんを届けたい！

葵パートナーズによる

# 相続あんしん通信



Vol. 23

2025年5月号



## 代表からのご挨拶

家族信託が注目されてきた背景には、高齢化と認知症の問題があります。要介護認定者数は75歳以上になると急増し、年齢が上がると認知症になる確率も急激に上昇します。認知症が悪化して銀行の口座が凍結されてしまうと、子どもでも親のお金を下ろせなくなります。親の介護をしてくれる子どもが金銭的な負担を強いられてしまいます。認知症に備えて、財産のことで子どもに迷惑をかけたくない、といったニーズから、家族の高年齢化に伴う様々なトラブルに対応できる家族信託が広まってきています。



## 相続相談会（初回無料）実施中



## 家族信託、相続税との関係は？

相続や認知症による資産凍結への備えとして、家族信託を検討したいけれど、「信託を使えば相続税はかからないの？」「子どもに財産を渡すと贈与税になるのでは？」そんな疑問や不安をお持ちの方も多いのではないのでしょうか。実は、家族信託と相続税には密接な関係があり、活用にあたって注意すべきポイントがあります。裏面で詳しくご紹介していますので、ぜひご覧ください。



## 事務所開催・相続相談会（初回無料）

このようなご不安がございましたら、この機会に、ぜひ一度ご相談ください！

- ・先延ばしにしていた、相続手続きがある（不動産名義変更等）
- ・相続税申告が必要かどうか判断できない
- ・贈与と相続どちらが節税できるか知りたい
- ・贈与以外の選択肢が知りたい
- ・相続税対策を実施したい（遺言・贈与・民事信託）
- ・財産管理者の認知症が心配だ

## 知多・東海相続サポートセンター

知多事務所 : 〒478-0065 愛知県知多市新知東町2-27-14

名古屋事務所 : 〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山2-14-15

運営：税理士法人葵パートナーズ

代表：所長・税理士 花田 直子（はなだ なおこ）

名古屋税理士会半田支部所属（登録番号 第2426-1号）

相続相談ご予約・受付時間：9:00~18:00

 **0120-758-260**



相続専門ホームページはこちら！

◀ ◀ ◀ ホームページQRコード

知多 相続税

検索



## 家族信託と相続税の関係

家族信託は、認知症対策や財産の承継を円滑に行う手段として近年注目されています。しかし、「信託」という言葉に馴染みがない方にとっては、相続や相続税とどう関係しているのか分かりにくいかもしれません。今回は、家族信託の基本と相続税との関係性について解説します。

### 家族信託とは？

家族信託とは、財産を信頼できる家族に託し、指定した目的に従って管理・運用・承継してもらう制度です。正式には「民事信託」とも呼ばれます。

主に高齢者が、自分の判断能力が低下したときに備えて活用し、以下のような内容が対象となります。

- ・預貯金や不動産などの財産
- ・認知症による資産凍結の防止
- ・将来の介護費用や生活資金の管理
- ・子や孫への段階的な財産承継

財産の「名義」は受託者（預けられた側）になりますが、「利益を受ける権利」は委託者または受益者に残るといった仕組みです。

### 家族信託と相続税の関係

家族信託は相続対策の一つとして活用されますが、「信託＝節税」とは限りません。以下の点を理解しておくことが大切です。

#### ・信託しても相続税はかかる

信託で財産の名義が変わっても、利益を受ける「受益者」に相続税が課されます。誰が実質的に利益を得るかが課税の判断基準となります。

#### ・二次相続対策に有効

第一受益者（例：親）が亡くなった後の財産の承継先（第二受益者）を指定できるため、将来の相続を見据えた柔軟な設計が可能です。これにより相続トラブルを防ぐ効果も期待できます。

#### ・贈与税の課税に注意

受益者が財産の利益を無償で受け取る場合、贈与とみなされ贈与税が課されることがあります。契約内容によって課税関係が変わるため、設計段階から注意が必要です。

### 家族信託活用時の注意点



家族信託をうまく活用するには、以下の点に注意が必要です。

#### ・専門家に相談する

柔軟性が高い分、設計ミスによる税務リスク・法務リスクもあるため、税理士や司法書士と連携しましょう。

#### ・定期的に見直す

契約後も状況に応じて内容を確認・修正することが大切です。

#### ・他制度と組み合わせる

遺言書や生前贈与と併用し、総合的に相続対策を行きましょう。

家族信託は資産凍結を防ぎ、安心して財産を承継できる仕組みです。相続税との関係を踏まえ、専門家とともに計画的に進めましょう。

## 知多・東海相続サポートセンター

知多事務所 : 〒478-0065 愛知県知多市新知東町2-27-14

名古屋事務所 : 〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山2-14-15

運営 : 税理士法人葵パートナーズ

代表 : 所長・税理士 花田 直子 (はなだ なおこ)

名古屋税理士会半田支部所属 (登録番号 第2426-1号)

相続相談ご予約・受付時間 : 9:00~18:00



0120-758-260



相続専門ホームページはこちら！

◀ ◀ ◀ ホームページQRコード

知多 相続税

検索